

(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価準備書等の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)南渡田北地区北側開発計画
種類：大規模建築物の新設(第2種行為)
商業施設の新設(第3種行為)

2 指定開発行為実施者

名称：ヒューリック株式会社
代表者：代表取締役 前田 隆也
住所：東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

3 公告日

令和6年7月1日(月)

4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年7月1日(月)から8月14日(水)まで
※土曜、日曜、祝日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所(3階)・田島支所(1階)・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)
時間：午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)
※縦覧開始日(7月1日)は、午前10時から縦覧を行います。
*上記期間中、本市ホームページに当該準備書及び要約書の内容を掲載します。
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



検索 川崎市 アセス図書の公表

5 事業内容等に関する問合せ先

(1) 環境影響評価について

窓口：株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画部
電話：03-6734-9640
ファクス：03-6222-2207

(2) 事業計画等について

窓口：ヒューリック株式会社バリューアッド事業部
電話：03-5623-8145
ファクス：03-5623-8128

6 備考

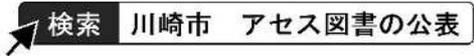
「条例環境影響評価準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年7月1日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し(以下「条例準備書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	ヒューリック株式会社 代表取締役 前田 隆也
	名称	(仮称)南渡田北地区北側開発計画
	種類	大規模建築物の新設(第2種行為) 商業施設の新設(第3種行為)
	実施区域	川崎市川崎区南渡田町1 外
	目的	研究施設等の新設
	内容	延べ面積: 約 99,510 m ² (商業施設: 約 310 m ²) 敷地面積: 約 25,460 m ²
	施行期間	令和7年度～令和9年度(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年7月1日(月)から令和6年8月14日(水)まで
	縦覧場所及び時間	<ul style="list-style-type: none"> ■川崎区役所(3階)・田島支所(1階) 午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日(7月1日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2156 ファクス: 044-200-3921 Email: 30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、メールでは受け付けていませんので御注意ください。	